

# 經濟論叢

第八十九卷 第四號

---

- 東亞におけるメキシコドル終焉  
の過程……………小野 一 一 郎 1
- 日本海運業における減価償却の  
生成過程(その一)……………高 寺 貞 男 22
- アダム・ミュラーの農業論……………福 本 邦 行 41
- 昭和期における肥料問題と農政(下)……………吉 矢 友 彦 59
- 

昭和三十七年四月

京 都 大 學 經 濟 學 會

## 東亜におけるメキシコドル終焉の過程

小野 一 一郎

さきに私は「東亜におけるメキシコドルをめぐる角逐とその本質」(経済論叢八三卷一号)なる小論において、東亜における金為替本位制施行の前史であるメキシコドルをめぐる国際的通貨闘争の角逐の過程と意義について、若干の考察を行った。本稿はその続稿である。

前稿にのべたように、メキシコドルをめぐる通貨闘争は一八九〇年代以降の銀価下落の加速化とともに、やがて一八九七年(明治三〇年)日本の金本位制樹立を転期として、さらに二〇世紀初頭の東亜における金為替本位制導入の一般化によって、その終焉を与えられることになった。東亜における銀貨圏の衰退は、すでに早く、一八七七年(明治十年)蘭領インドにおいて、一八九三年(明治二六年)イギリス領インドにおいて(その確定は一八九九年の Indian Coinage and Paper Act)開始されたのであったが、メキシコドル系銀貨圏への金為替本位制の導入はこのことを一層全般的・確定的なものとしたのである。メキシコドルの支配的流通の銀貨圏の存在こそ、通貨戦の前提に他ならなかったのであるから、金為替本位制の導入に本位としての銀の否定は、前提そのものの解消をいみし、それにもとづく通貨戦の消滅は、同時にメキシコドル及び同系銀貨の国際通貨的性格の否定に終焉を豫定するものであった。

そして、それは欧米列強と東亞諸国との新しい関係の定立を對す歴史的指標でもあった。

それ故、私は以下において、東亞における國際的通貨としての役割を一六世紀の後半以降二〇世紀の初頭にいたる數世紀の長期にわたつて保持したメキシコドルと、ならびに同系銀貨圈の終焉——それはメキシコドルをめぐる通貨戰の終焉をいみする——の史的過程を概括すると共に、終焉の論理と意義について若干の考察を試みたいと思ふ。

## 一 終焉の過程

### 〔A〕メキシコドルの衰退傾向

メキシコドル衰退への傾向は一八九〇年代を通じてのメキシコ輸出構造の変化の中に示される。(第一表参照)

一八七二・七三年度銀貨輸出の九三%を示した銀貨輸出は、一八八二・三年度には八三%、一八九二・九三年度すでに五〇%を割り、一八九六・九七年度以降さらに急速に低下するにいたつてゐる。貨幣輸出比率の低下はただちに輸出貨幣額の低下に結合するものとはいえないとしても、一八八九・九〇年度から一八九二・九三年度にいたる三年度の平均銀貨輸出額約二千二百萬ドルに對して、一八九九・一九〇〇年度から一九〇一・一二年度といたる三年度の平均銀貨輸出額は一千二百萬ドルと約四割五分の低下を示していることからしても、貨幣輸出の急速な減退傾向を看取することができるのである。このような減退傾向は、一つには東亞なかならずく中國貿易構造の変化に依存するものでもあつたが、同時にさきのべたメキシコドル系銀貨圈縮少の過程によって促進されたものでもあつた。したがつてまずこの点についてふれておこう。

第1表 メキシコの輸出に占める銀・銀貨割合の低下

(単位, 1,000メキシコドル)

年 度	総輸出額	銀輸出額	総輸出に占める 銀輸出の割合	銀輸出に占める 銀貨輸出の割合
1881~ 82	29,207	15,822	54.17 %	73.69 %
1882~ 83	41,919	28,601	68.22	80.72
1883~ 84	46,861	32,524	69.40	80.45
1884~ 81	46,812	32,878	70.23	77.47
1885~ 86	43,797	29,243	66.77	75.28
1886~ 87	49,330	33,041	66.98	67.26
1887~ 88	49,079	30,399	61.93	55.39
1888~ 89	60,380	38,157	63.19	59.87
1889~ 90	62,680	38,054	60.71	60.89
1890~ 91	43,426	35,489	81.72	49.98
1891~ 92	75,661	48,145	63.63	55.48
1892~ 93	88,045	55,479	63.01	48.97
1893~ 94	80,084	45,620	56.96	38.11
1894~ 95	95,020	48,138	50.60	35.47
1895~ 96	110,022	59,056	53.67	34.50
1896~ 97	117,784	59,578	50.58	24.47
1897~ 98	138,068	67,637	48.98	26.90
1898~ 99	148,454	67,281	45.32	20.98
1899~1900	158,248	63,584	40.17	17.10
1900~ 01	158,009	72,421	45.83	22.27
1901~ 02	168,041	59,582	35.45	19.05
1902~ 03	197,729	77,555	39.22	27.21

(注) A. P. Andrew, "The End of Mexican Dollar,"  
*Quarterly Journal of Economics*, May, 1904.

を豫定しており、またそのこと自体は本稿のテーマではないから、ここでは金本位制成立にもとづく、一つのメキシコドル系銀貨圏の消滅とメキシコドル系銀貨である日本銀円の退場についてふれることにしたい。<sup>1)</sup>

(1) 日本における銀本位制成立の特質については拙稿「日本における近代的貨幣制度の成立とその性格」(松井清篇、近代日本貿易史第一巻所収)参照。

〔B〕 円銀の退場

わが国における金本位制の

メキシコドル系銀貨圏において、最初に金本位制を樹立し、圏外に脱するのは日本である。日本における金本位制成立の根拠・その性格は銀本位制成立の場合と同じく、他の東亜諸国と異なる独自の要素をもつものとして別稿

成立に際し、一円銀は新金貨一円と引換えられることになったが、この時、貨幣当局が危惧したのは鑄造総額の七割約一億一千二百万円（明治三〇年一月末現在の推定、明治財政史十一巻七八六頁）に上る海外輸出銀円の還流に引替の動向であつた。というのはそれが最も不確定な要素であり、もしそれが多額に上るならば、ロンドンよりの金現送額の増額をまねき、そのことは現送費用の増大と共に金需要増加による金価騰貴（銀に対する）によつて、引替による国庫の損失を巨額にし、金本位制施行に対する重大な障害となる恐れがあつたからである。海外輸出円銀のうち、もつともその動向が注目されたのは、円銀の主要流通地域であつたシンガポールを中心とする海峽植民地域であつた。<sup>2)</sup>

(2) この地域において円銀が流通における支配的地位（当時通貨の九〇%以上を占めた）を保持した理由については前掲拙稿「東亞におけるメキシコドルをめぐる角逐とその本質」（経済論叢八三巻一号）を参照。

新金貨と一円銀の交換比率は金銀比価一对三十二余を基礎としたものであり、しかも金銀比価は新貨幣法の公布（一八九七・三・二六法律第十六号）以来上記の率からさらに下落する傾向にあつたので、上記比率で金と交換することとは有利な取引であつた。<sup>3)</sup>したがつて銀行業者、両替商人等は円銀の収集に乗り出しその結果、円銀にはプレミアムが付され、市場から引き上げられるにいたつた。「本邦ニ於テ金貨本位制採用ノ議貴族院ヲ通過シタルノ報アルヤ、円銀ハ次第ニ湮没シ、英弗ハ代ツテ地歩ヲ占メ、現ニ諸銀行ノ支払ラ見ルニ全然英弗ニシテ円銀ハ皆無タルニ至レリ」（一八九七年五月二日シンガポール藤田領事報告、明治前期財政経済史料集成—以下集成と略す—第十一巻五一—二頁）

(3) 差益獲得のための裁定取引については種々の方法が予想された。すなわち、円銀を金貨に引替えそれをロンドンに積送し、あるいはそれをもってロンドン向為替を買い、ロンドンでメキシコドルを購入して回送するか、シンガポール、ペナン支払手形を購入するか、或いはロンドンまたは本邦で銀塊を購入してボンベイに回送し、イギリスドルに改鑄してシンガポールに輸入するなどの方法である。（同上、五一—五二頁）

円銀に対する打歩は当初一ないし二%であったが、のち次第に増大して五ないし六%からさらに一〇%内外に及んだ。打歩の上昇は差益を縮少し、かつ市場からの引上げは円銀を欠乏せしめた。

「シンガポール・香港ニ於テ円銀ハ既ニ一割ノ増打ヲ生シ居候ニモ拘ハラズ、該地方ニ於テ多額ノ円銀ヲ得ルコト到底能ハサル所」(一八九七年九月十四日報告、同上、五二三頁)となつたのである。シンガポールをはじめ海峽植民地に輸入された一円銀の額はほゞ五五六百万円すなわち円銀輸出総額の五〇%内外を占めるものと推定されたが、これら輸入円銀は中国各地、香港、仏領印度支那、マレー半島諸国、ジャム、ジャワ、スマトラ、ボルネオ各地に再輸出され、また主として出稼中国人労働者の帰国に際し持ち去られ、海峽植民地に当時残存するものはおよそ千二百万円ないし二千万円内外と推定された。(前掲五月二日報告・七月十九日報告、同上、五一四、五一九頁)シンガポールにおける諸銀行・商人によつて蒐集された円銀が、これ以上の額に上つたかどうかは明らかではない。しかし集められた多額の円銀は直ちにわが国に輸送されたわけではなかつた。というのは円銀の引上げによつて不足する流通必要量を満たすべきイギリスドルの補充 $\parallel$ 輸入が整わなかつたからである。したがつて一度流通より引上げられた円銀を割引その他の取引に運用するため再放出することが、市場払底のおりからいっそう利益となるかぎり、円銀は市場に現われる場合さえあつたのである。(七月十七日シンガポール領事館発電・七月十七日報告・同上、五一八一―五一九頁)

それゆゑ円銀の遺流は金銀比価の状態、主として打歩の動向により規定される円銀蒐集費用の状態、さらに現送ならびに為替取引費用の状態など、相互に関連する諸要因に左右される種々なる裁定取引差益の動向によつて決定されるばかりでなく、イギリスドル供給の如何にも依存するものであつた。だから、銀価下落の傾向とイギリスドルの製造増加の趨勢こそ最も注視すべき点だつた。

政府が円銀の通用期限を一八九八年四月一日限りとし(一八九七・九・十八、勅令第三三八号)、さらに貨幣法実施(一八九七・一〇・一)以後五年とされた金貨との引換期間を一八九八年七月三十一日限りにちぢめたのは(一八九八・六・一〇、法律第五号)、このような傾向の中で「速ニ一元銀ノ通用ヲ禁止セラレ且其引換期限ヲ(通用禁止後)三箇月位ニ御改定相成候事、幣制鞏固ノ為メ最モ緊要」(同上、五二二頁)なることを指摘した一八九七年八月二〇日のシンガポール領事館報告にもとづくものであったとおもわれる。貨幣法第十六条の規定によれば、通用禁止の場合六ヶ月以前に勅令をもって公布するとあるから、さきの通用期限を限った九月の勅令はこの報告に最大限のスピードをもって従ったものだと思う。

一元銀の引換期間は一八九七年十月から一八九八年七月までの十ヵ月であったが結局、引換は無事完了し、日本はここに完全に銀貨圏から脱することになった。そしてこのとき円銀はその歴史的使命を事実上終了したのである。この間金貨と引換えられた一元銀貨幣は四千五百五十八万八千円余でこのうち外国より還流した分は一千八十四万六千円余で海外流出銀円の約一割にあたる。(同上、五二八頁)

このように、海外からの還流が大体政府の見込どおりの還流にとどまったのは、(1)比価変動||銀価下落にもとづく投機||差益追求が、打歩を引上げることによって抑制されたこと、(2)また銀価下落そのものが引換期間におい

第2表 金銀比價(ポイント百分)

年次	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
1897		31.69	31.72	32.55	33.28	33.95	34.19	34.47	37.76	36.76	34.74	35.17	35.18	34.20
1898		35.81	36.41	37.04	36.24	35.83	34.80	34.51	34.31	33.62	33.79	33.75	34.38	35.03

(註) J. L. Laughlin, *A New Exposition of Money Credit and Price*, Vol. I, Appendix II.

第3表 引揚円銀処分表  
(単位 1,000 円, 但し旧銀円建)

内 訳	金 額
補助銀貨地金に充用のため造幣局へ売却高	16,525
上海へ回送売却高	1,250
香港へ回送売却高	15,823
外国銀行へ売却高	5,250
台湾へ時価をもって換算使用高	6,213
威海衛へ同上使用高	197
韓国へ同上使用高	330
合 計	45,588

(注) 同上集成 11 卷 p. 530 により計算。なお一円銀は引換期間中は再び還流することを防止するため極印された。極印一円銀は総額 2,045 万円。また上海においての売却に際し馬蹄銀に改鋳された額 50 万円に上る。

て、それほど大巾なものでなかったこと、(第二表参照) (3) 差益の実現のための各種裁定取引を行いうる市場が限定されたこと、(4) このような取引を行う可能性をもった円銀最大の流通市場であるシンガポール、海峽植民地における還流をさまたげた前記の諸要因、またかかる要因の作用を強化した紙幣信用の未発達による乃至発券制度の植民地的抑制による諸銀行の準備金(退蔵金(円銀)利用の抑制、(5) 更に円銀の存在形態そのものからくる抑制の問題がある。それは円銀吸収の最大の市場である中国各地における、鑄解或いは改鋳、打刻、破損などによる一

円金貨との交換可能性の消滅、また海港場の外に出た私的退蔵による埋没(このことは商品経済の未発達(貨幣経済の未発達による貨幣必要性のうすいこと、自国鑄貨への不信によつて強められる)のため還流可能性をもった円銀が限定されたこと、(6) 一方わが国における金貨引換期間の短縮などに、主としてとづくものと考えられる。

さて金貨と引換えに引揚げられた前記四千五百五十八万  
余円の一円銀はいかなる運命をたどることになったか。

引揚げ一円銀の処分は一八九七年十月から一八九八年十二月までの期間に終了したが、いまこれを表示すると第三表のとおりである。

第三表から、海外に再輸出された(日本から追放された



銀貨総額が二千九百六万三千円余であることがわかる。(ただしうち五〇万円は馬蹄銀に改鑄分) 銀価下落傾向の折柄、これらの銀円を早期かつ有利に処分することは困難を予想させるものであったが、一八九七年末の上海、香港市場における銀塊相場の高騰、わが国の米の凶作による香港市場を通ずる輸入米に対する為替支払のための決済需要の増加、さらに一八九八年四月アメリカ、スペイン戦争の開始にともなう銀需要の増加、その結果としての銀価騰貴傾向を利用することによって、比較的有利に処分(金為替に転形)を完了することができたのである。(同上、五四七―八頁) だから、さきの引替完了時の海外残存分(一八九八年七月三十一日現在の純残留分合計一億一千六百二十七万円)と今回の処分銀円と合わせ一億四千四百八十三万円余が海外における残存円銀存在高の総額となるわけである。しかしさきの海外残存分は中国における鎔解、改鑄、打刻、破損、退蔵などにより、また今回の処分銀については極印処分銀円のイギリスドルへの改鑄、馬蹄銀、地銀への転形、さらに退蔵により、また流通分も磨損によって次第に円銀は退場をみるにいたるのである。

(4) 金貨との引換は一円銀の他、貨幣法発布以前に造幣局へ輸納され、政府において引替えの義務のあった約三千万円の銀塊に對しても行われた。したがって引替え総額は約七千五百万円に上る。引上げ後の処分についても銀貨の他に銀塊があるわけであるが、ここでは一円銀のみを問題とすることをわけておきたい。

円銀についての結論をいそぐまえに、日本の植民地台湾における円銀にふれておこう。

日本の領有以前の台湾の通貨状態は、清国と同様一定の法貨存在せず、馬蹄銀、スペインドル、メキシコドル、円銀および香港、広東、台湾鑄造の小銀貨、各種銅貨が流通していた。商業上使用されたこれら各種銀貨は無傷のものほとんどなく、粗銀と称される有傷銀最も多く、それらは剝削、毀損の結果、秤量鑑定によって、つまり一つの銀塊として取引使用され、各貨一定の比価なく、常に時価をもつて授受されていた。(明治財政史十一卷、九六〇頁)

記載、抄録一八九五年十月台湾兵站監部台湾慣用度量衡及通貨調査書、および集成十一卷五八八頁）日本の領有後、政府は經費支弁のため日本銀行券、一円銀貨、円銀及び補助貨を導入し、そのため通貨は一層の複雑を加えた。当初政府は軍政中やむなく在来の粗銀を公納に用いることを許したが、一八九六年四月民政への移行と共に粗銀の公納を禁止し、もっぱら日本通貨の普及を計った。しかし一円銀貨、兌換券の総量少なく、取引には主として従来粗銀が用いられた。日本の金本位制への移行と共に台湾の幣制をいかにすべきかの問題が発生した。

台湾の状態および中国との関係は当時なお銀貨を使用するを便宜としたが、一方経済上日本内地との関係を密接にするには、為替相場の変動を生じ、貿易上の不利をまぬがれず、また日本資本の投資を阻害する旧状を変更して、日本と同一幣制の下に包含することがのぞまれた。しかし当時明治三〇年（一八九七年）における台湾の日本への輸出は約二百十万円、輸入は約三百七十万円にとどまり、一方南支那、香港との貿易は輸出約一千二百七十五万円、輸入一千二百六十五万円であった。台湾はなお経済的には中国（清）の経済圏内にあり、日本との関係は、はじまったばかりで強固な結合関係になかった。しかも日本資本主義はまだ確立したばかりで、このような関係を直ちに作り出すほどの強力をまだもたなかった。だからここを直ちに本国幣制圏内に入れることは、銀貨国である中国との貿易関係への影響をとおして、出発したばかりの金本位制をおびやかす要因をはらむものであった。また引上げ銀の有利な売却のためには、つまり金本位制への移行そのものを経済的にするには銀市場を残存させることが、のぞましかつた。かくて日本政府の二者択一はこの場合従来ヨーロッパ諸国の金本位制移行に際しての銀貨圏の利用<sup>の</sup>という伝統に従って行われることになった。

(5) この点については前掲拙稿、経済論叢八三卷二号所収参照。

こうして政府は「台湾ニ於ケル幣制ハ將來之ヲ本土ト同一ナラシメサルヘカラスト雖モ日下ノ島地ニ於ケル状態ニ照セバ当分ノ内其旧慣ニ委シ銀貨ヲ流通セシムルヲ得策ナリ」（集成十一卷五九〇頁）とする方針のもとに一八九七年十月二〇日勅令第三七四号をもって、「台湾においては当分のうち政府の極印を施せる一円銀貨幣を時価をもつて公納及び政府の支払に用うることを得、但し政府の支払は合意に依るべきものとす」「外国貨幣は以後公用に用いることを得ず、但し特に外国貨幣を以て公納に用うることを規定しあるものは此の限りにあらず」と規定し、極印付銀貨の金貨に対する時価は香港相場によることとした。（同上、五九〇—五九一頁）

さらに本土での一八九八年四月以降の一円銀通用禁止にかんがみ、台湾においても、租税その他諸般の収納に一円銀を收受するのは同日まで（ただし極印一円銀はその限りでない）とされた。（一八九七年十一月二十一日台湾総督府告示第六八号）

しかし極印一円銀および兌換券の流通はなお狭隘だったから、当分の間旧一円銀の収納を許可し、（一八九八年三月）また銀貨の引換期間終了（同七月）後においては、無傷一円銀の時価による無制限通用を許した。これは引換期間満了後は極印の必要もなく、また極印を付した銀貨が台湾において好まれなかったのみでなく、もっぱら台湾と貿易する廈門、香港などにおいても通用貨幣として取引されないう不利益があったからである。つまり無傷（無極印）の方が交換において有利だったからである。ただし時価はロンドン、香港、上海、台湾における毎四ヶ月の平均相場により、毎四ヶ月毎に、台湾総督の告示によるとした。翌一八九九年台湾銀行法を改正し、当初の計画であった金貨兌換券をやめて、銀兌換券を発行することとなった。（同上、五九一—五九三頁）

しかし台湾の銀貨圏への残留は、日本との結合関係の浸透・日本資本主義をそれ自体の急速な確立と発展と同時に、

なかんずく日露戦争（一九〇四—五年）という外的要因を媒介として急速に止揚されることになった。日露戦争以前において、台湾は日本より毎年百五十万ないし二百万円の銀を吸収したが、日露関係の切迫につれて満韓地方に於ける銀の需要増加して銀価騰貴し、それにつれて、台湾において銀券の兌換請求も増大した。台湾銀行は大蔵省に上申して銀貨の払下げを請求したが、政府においても日露関係の緊迫にともない、当然予想される満韓地方における軍費支弁のため、銀貨備蓄の必要があったので、増大する払下げ要請に常に応ずることができない状態となった。こうして、事態を放置すれば、台湾銀行の信用それ自身が危険となった。加えて、日露戦争の開始による巨額の銀貨需要増大に應ずるため、政府は一九〇四年（明治三七年）六月の布告によつて台湾銀行は金券を發行し、従来發行の銀券と引替えることにし、また一円銀貨の無制限通用を禁止し、時価をもつて、公納にのみ使用しうることにした。（律令第八・九号）要するにこれは台湾にある銀貨を滿韓地方に転用するための強力的措置にほかならなかつた。

円銀通用の禁止後、世界の銀相場が騰貴したため、円銀は濫々として流吐或いは返藏され、一九〇七年には台湾内にはほとんど銀貨の流通がみられなくなつた。ところが、同年十月以降銀価再び暴落するにおよんで、再び円銀、香港銀等の輸入をうながし、幣制を乱すおそれがあつたので台湾總督府は一九〇八年四月とさらにすんで十月、銀貨の移入および輸入を制限し（律令十五号）、一円銀貨の公納を廃止し（律令十六号）、また時価により一円銀の引換をなすべきことを定め（律令十七号）、一円銀貨の引換期限を一九〇九年（明治四二年）四月三〇日限りとした。（附令第六五号）

以上一連の措置により台湾は銀貨圏からはなれることになつた。（なお日本本土貨幣法の台湾へ実施されるのは一九一一年明治四十四年四月一日——勅令第六四号である。明治大正財政史十三卷四八五頁）

韓国について、韓国においても在来貨幣の悪鈔、錯雑により貿易取引の標準通貨としてメキシコドル、日本円銀が用いられていたが、一八八七年以降メキシコドルは次第に円銀によって駆逐され、一八九四、五年頃にはほとんど円銀が支配的となった。日清戦争の発生した一八九四年八月、韓国は日本の指導の下に新貨幣条令を制定し、わが円銀同位同量の五兩銀をもって本位貨とするにいたった。しかし右の幣制改革はたんに成文上だけで、本位貨の発行は小額にとどまり、鑄造利益の多い白銅貨のみ濫發され、結局従来の幣制混乱を加重するだけだった。そのため、新貨幣条令第七条において法貨たる資格を獲得し、かつ海關稅支払の指定通貨たる位置をもった円銀の流通は増大した。このことは日清戦争の際巨額の日本貨幣が韓国内に散布されたことと、貿易關係上日本の占める地位が大きかったことによつて、一層強化された。(韓国ニ於ケル第一銀行、三六一三七頁) 一八九七年日本の金本位制實施にともないこれら円銀の一部は次第に極印付一円銀と交換されたが、これによつてさしたる影響をうけることはなかつた。ところが一九〇一年(明治三四年)韓国はロシアに動かされて新しく日本の金本位制に做つた貨幣条令を發布し、日本円銀の流通を阻害するため、円銀(刻印銀)を納稅に用いることを禁じ、ついで公私一般の授受を禁ずるにいたつた。(渋沢栄一、韓国幣制整理報告書、二四四頁)しかし該条令は結局有名無実で、やがて解禁されることになつた。

しかしこのような状態も、日露戦争の勃発により韓国が日本の勢力下に入り、日本幣制に準拠した幣制改革(金為替本位制)が實施(一九〇五年・明治三八年一月公布六月一日實施)されるにおよんで、急速に変化し、韓国もまた銀貨圈より脱することとなつた。(日本本土貨幣法の実施は一九一八年大正七年四月である。明治大正財政史四二六頁)

(6) なお金本位實施における台湾と朝鮮との差異については、別稿にゆずる。さらに日本植民地圈における円銀については、満

洲において日露戦争当時発行した軍票を整理しあわせて日本人の通商貿易の用に供するため正金銀行によって発行された、円銀を基礎とする兌換券鈔票（一九三六年十月禁止）の問題があるが、ここではふれない。

以上メキシコドル系銀貨圏の一つである日本の金本位制樹立にはじまる同植民地の銀貨圏からの離脱について述べたが、すでにそれらに先行して東亜各地における同系銀貨圏の終焉への動きがみられたのである。

### 〔C〕 フィリピンの幣制改革

一八九八年米西戦争の結果アメリカの領有下に入った当時の、フィリピンにおける主たる通貨はメキシコドルであった。当初アメリカはアメリカ金一ドル＝二メキシコドルの比率を設定し、かつメキシコドル輸出入の自由を認めた。この比率は北清事変（義和団事件）の勃発した一九〇〇年六月まで概して維持されたが、事変勃発後列国の北清進出と共にメキシコドルの需要が生じ銀相場上昇し、そのため三百方ドルに上るメキシコドルの輸出が行われた。その後列国の引揚げと共に銀価は急速な再下落をきたし、銀貨は急速に再輸入され同時に金系アメリカ通貨の流出をまねいた。このような動搖に対しアメリカは銀価下落の際には銀買上をもつて、また上昇に対して一〇%の輸出税を課して対抗したが、いづれも失敗に終った。（E. W. Kemmerer, *Modern Currency Reforms*, 1916, part III, chap. II, pp. 267-276, なお、A. P. Andrew, *op. cit.*）

かくてアメリカは一九〇三年三月二日、一九〇一年十一月のコナント報告に依拠する（ただしこの案の骨子はすでに一九〇一年一月のタフトフィリピン委員会の報告にみられる。Kemmerer, *op. cit.*, p. 307）フィリピン幣制改革の基礎法たるフィリップピン鑄貨法（Philippine Coinage Act）を成立せしめ、さらに同年一〇月これにもとづくフィリップピン金本位法（Philippine Gold Standard Act）を制定された。

新しい法貨たる新ペソ（日本銀円同位量）はアメリカ金ドルに対し一対二の価値をもつ、つまり新ペソは重量一二・九グレイン品位九〇〇のアメリカ金〇・五ドルに等しきものとされ、（ただしこれに相当する金貨は鑄造されない）最高発行額を限定された（自由鑄造の禁止）。この金銀鑄貨比価は一対三二・二五に当り、これを一九〇三〇四年のロンドンにおける平均比価三八・一〇（三五・七〇）に比べるとペソ銀貨を高く評価したものであることがわかる。さらに右の一ペソ〇・五ドルの価値を維持するため、貨幣改鑄益および為替売買益などをもつて金本位基金（Gold Standard Fund）を没定し、その一半をマニラに、他の一半をニューヨークにおき、一ドル〇二ペソの割合をもつて、夫々為替売却に應じることとした。このようにしてフィリピンに金為替本位制が導入されることになった。これらの措置はメキシコドルを排除し、ドルとペソと間に安定した価値を成立させ、フィリピンをドル圏に包摂する意図をもつものであったことはいうまでもない。

しかし新ペソ貨は簡単に在来通貨（なかんずくメキシコドル）に代ることはできなかつた。条令では在来通貨は一九〇三年末かぎり法貨たる資格を失うことを規定され、当局において時々公表される割合をもつて新貨と交換引上げることとなつていたが、公衆は従来価格の基礎として通用してきたメキシコドルよりも小さい新貨が何故それより高い値をもつかを理解しえず、メキシコドルは引換公定相場以上の比率で新貨と交換され、また新貨は発行されるにしたがつて当局に還流する有様であつた。しかも同年フィリピンの米の凶作による貿易差額の逆調によつて、巨額のメキシコドルの輸出が行われ、旧貨処分の好機会に恵まれたが、前記の同年末をもつて旧貨の法貨たる資格を奪う法令は、逆に諸外国に存在するメキシコドルを再びフィリピンに集中輸入せしめた。

かくて当局は新貨流通のための強行策をとるにいたつた。すなわち当局は、(1)一九〇四年一月一日以後官公吏員

の俸給、報酬はすべて新貨を以て支払い（旧貨と新貨の換算率は一对二）、租税その他の公納金もまた新貨をもって納めること、(2)同日以後当局はメキシコドルを一切領収しないこと、ただしスペイン・フィリップピン貨は一九〇四年六月一日まで公定率でもって償還に応じ、六月一日より一〇月まで一切の政府支払に使用することを許可し、同日以後全く地銀としてとり扱うこと、(3)六月一日までの期間、地方財務当局に、新ペン貨とスペイン・フィリップピン貨との公定交換率にもとずいてメキシコドルの代納を認めること、(4)メキシコドル、およびスペイン・フィリップピン貨その他金基礎の上に立っていないすべての通貨の輸入禁止（一九〇四年一月十四日）、(5)同年九月末以降旧貨を以てするすべての契約に対し従価税を課し、また旧貨を以て売買する商人への認可制の実施などの措置をとった。  
(*Ibid.*, pp. 332-344.)

このような努力の結果、一九〇五年四月には旧貨は全く姿を消し、フィリップピンは銀基礎から離れるにいたった。もちろん金為替本位制自体としては問題はこれで終わったわけではない。一九〇四年日露戦争を起点する銀価騰貴は、上記の公定相場を破壊し、新ペンは盛んに流出した。かくて再び一九〇六年七月の法律により、新ペンの重量を四一六グレインから三〇八・六六グレインに、品位を九〇〇から八〇〇に下げ（ペンの純分は三四%減少）、その結果金との交換比価（铸貨比価）は一对三二・二五から二一・三となり漸く安定を達成せしめることができたのである。

(7) 改鑄前の新ペンはロンドンの標準銀相場が一オンス二九ペンス $\frac{1}{2}$ に達したとき銜解点に達することになっていた。つまり銀価と平価となることになっていた。改鑄後の新ペンは銀が約四四ペンス $\frac{1}{2}$ に達するまで銜解点には達しない。しかも金銀の銜貨比価はこの場合インドルビーの一对二一・九、日本の銀貨の一对二一・六のいづれよりも銀に高く定められることになった。(Ibid., p. 361.) ただし日本の金本位制施行当初の金銀銜貨比価は一对二八・七五である。ここに一对二一・六とあるは一九〇六年四月銀価騰貴による、銜解を防止するための補助貨改鑄の結果による。念のため。



## 〔D〕 海峽植民地およびマレーの幣制改革

円銀の引上後、海峽植民地において、イギリスドルが主として流通するにいたつたことは前にふれた。一八九五年二月、および一八九八年十月の法律はすでにアメリカ貿易ドルと円銀から法貨たる性質を奪い、メキシコドルをもつて本位鑄貨とする従来の規定を再確認し、またイギリスドルに法貨たる資格を与えるものであった。これらの法律はまたマレー連邦にも施行採用されたものでもあった。しかしこの状態は長くつづかなかつた。一八九七年八月（明治三〇年）シンガポール商業会議所は、金本位国に対する為替率を一定（一ドル＝二シリング）にすることの決議を可決し、政府の注意を喚起するため、調査委員会を設置した。しかし、当時この改革案には反対論が強く何等實際的な結果を生まなかつた。ところが一九〇二年に入り銀価は更に大巾に低落したため、シンガポール商業会議所は再び通告を当局に発して為替相場場の安定について当局の決意をうながした。かくてバーバーを長とする海峽植民地通貨委員会が発足し、その調査報告にもとずいて、一九〇三年六月二五日海峽植民地新ドルの鑄造に関する法律が公布された。新ドルはイギリスドルと同量同位（重量四一六グレイン・品位九〇〇）のもので印度造幣局で鑄造され十月より市場に現われた。この改革案が各地に伝わるや、わが円銀の還流、またフィリッピンへのメキシコドルの流入したときと同様に多量のイギリスドル、メキシコドルが、香港、フィリッピン、中国、仏印などからシンガポールに流入した。それらが新しい海峽ドルと引換に回収されかつ新ドルの価値が引上げられることが豫想され、また海峽植民地の対英為替が隣接地域より高くなつたからである。そして十月二日の法律により、翌十月三日以後イギリスドルおよびメキシコドルの輸入は禁止され、かつ新海峽植民地ドルの輸出もまた禁止された。(ibid., pp. 402-405.)

(8) この後者の禁止規定は相当期間守られなかつた。この法令はしばらくの間停止されたのち一九〇六年二月に復活する。(ibid., p. 405.) 新貨が禁止規定にかかわらず、輸出されたのは、中国の開港場では銀ドル(メキシコドル、イギリスドル、海峽植民地

ドル等)は常に地銀価値以上のプレミアムを附されていたからである。したがって、銀価が騰貴すれば、ロンドン比価よりする輸出点に達する以前にドルは中国(なかつく香港)に向つて流出し、金為替本位制を危機におとし入れる可能性を与えた。

一九〇四年八月末をもつてイギリスドル、メキシコドルは法貨たる性質を奪われ、また政府への支払も不能となり、且新旧貨の交換も中止された。改鑄は同年十一月頃に完了し、同月末には新ドルがほぼ完全に旧貨に代替した。*(ibid., p. 407.)* 新ドルの価位は後れて、一九〇六年一月二十九日ドル $\parallel$ ニシリング四ペンスに決定された。かくてメキシコ銀貨圏の主要市場であつた海峽植民地、マレー諸州もまた金為替本位制の下に編成替されることとなつた。

(9) ニシリング四ペンス $\parallel$ 二八ペンスの貨幣価値をもつ新海峽ドルはロンドンの標準銀相場が一オンス三三三ペンス $\frac{3}{4}$ に上ると鑄解点に達する。一九〇六年十月には銀は三二二ペンス $\frac{3}{4}$ に達し鑄解点に近づいたのでフィリップピンにならつて一九〇七年二月改鑄を行うことになり、重量を二五%引下げ品位はそのまました。その結果改鑄ドルは三二二ダグレイン、品位九〇〇となり、その結果鑄解点は四四ペンス $\frac{1}{4}$ になつた。なお金銀鑄貨比価は約二一・三となり前記フィリップピンとほぼ同一となつた。*(ibid., pp. 447-8.)*

このように海峽植民地の銀貨圏からの退場により、同市場における支配的通貨であつたイギリスドルもまたその歴史的使命を終えることとなつた。海峽植民地およびマレー諸州における銀貨圏の終焉に関連して一言蘭領印度に ついてふれておきたい。

オランダ領印度はすでに一八七七年本国ギルダー金貨を本位とする金為替本位制を実施したが、煙草栽培業勃興の結果スマトラ東海岸(アッサン、デリー、ランカット)およびアッチェー帯には商業上特殊の事情により、其の他西ボルネオにおいても種々の外国銀ドルが流通していた。オランダ二ギルダー半銀貨とメキシコドルとはほぼ同様の大きさであり、銀の純分量もほとんど同様であつたので相ならんで流通した。<sup>10)</sup>

当時スマトラ東海岸はある程度蘭印の他の地方と隔離され、むしろ対岸の海峽植民地、マレー諸州と密接な関係をもっていた。というのはこれら地方の労働力の供給は中国大陸および海峽植民地よりの中国苦力に依存し、それらの日常必需品は対岸より供給されたからである。一八七五年来の前記煙草栽培業の発達による中国苦力の移入増加はこの関係を一層強めた。オランダギルダールは政府の官吏の支払に用いられたが、それ以外は外来のドル銀が流通の大部分を占めた。しかし、海峽植民地ドルの鑄造ならびに一九〇六年の前記交換率の決定によりこの問題も自然に解決されることとなった。すなわち一九〇三年海峽新ドルが市場に現われると、それはたちまち上記地域の流通の大部分を占めたが、一九〇六年の價位規定によりそれらが金を代表する名目貨幣となったためである。その結果、従来銀価下落にしたがい、安価に入手できたドル貨をもつて、従来通りの質銀を支払うことにより、莫大な利益をえた煙草栽培業者も、ドルを調達する費用が高まったことによって利益を失い、また各種ドル銀は奥地において流通するのみになった。ボルネオ西岸においても、メキシコドルは一九〇六年には完全に駆逐され、ペリーおよびその付近においては整理にやや長期を要したが結局一九〇七、八年には外国ドル銀は国外に駆逐されることになった。(台湾銀行台北頭取席調査録、フキッセルリグ著蘭領印度貨幣制度及證券発行、二七―三〇頁)

(10) 日本においてもメキシコドル一ドル〃オランダ二ギルダール半銀貨の比率が公認されていた。(拙稿「日本におけるメキシコドルの流入とその功罪」(『経済論叢』八一卷三三号)

### 〔E〕 フランス領印度支那

以上のような情勢の中で、メキシコドル系銀貨圏の一つを構成したフランス領印度支那においても、当然銀貨低落への対策に無関心ではありえなかつた。さらに隣接タイにおける一九〇二年一月チカル (Tical) の自由鑄造停

止（そのポンド連鑿金為替本位制の確定は一九〇八年十一月）は一層このことを刺戟した。当時仏印には貿易ピアストル（フランスピアストル）のほか、メキシコドルが主として流通していた。一九〇二年十二月特別委員会が設置され貨幣改革が問題とされるにいたったが、委員会報告は当時、仏印の貿易事情が輸入は主として金貨国向けであり、輸出は大部分銀貨国向けであり、したがってピアストルの安定をはかるに必要な金の獲得についてみこみがなにかぎり、イギリス領インドのような、金為替本位制を直ちに実施することは不可能であること、しかし可及的にピアストルの下落を防止するためメキシコドルの流通を停止、ピアストルとメキシコドルの連鑿を絶つことが必要であることを認め、かつそれについての準備手段を指摘した。

政府は同提案の若干を採用し、一九〇三年六月、従来貨幣輸出に課せられた三%の従価輸出税を廢止し、これによつてメキシコドルの輸出を容易ならしめ、同時にフィリッピン、海峽植民地のメキシコドルの通用停止によるフランス領印度支那への流入を防止するため、外国銀貨の輸入を禁止した。ついで一九〇五年一月、日露戦争による銀価騰貴の結果、メキシコドルが次第に香港に輸出されるにいたり、かつピアストルも同じ経路をたどることによつて生じうべき貨幣欠乏にそなえるためピアストル及び銀塊の輸出を禁止した。ついで一九〇五年十月総督令をもつて一九〇六年一月以降メキシコドルの法定通用力を停止した。十月三日以降十二月末までに引上げ交換されたメキシコドルは七〇万ドルに及び、政府の予想一〇万ドルをはるかに上廻った。一九〇三年および一九〇五年の法律によりピアストルの排他的地位は確立されたが、銀貨の自由鑄造が禁止されかつ銀貨・銀塊の輸出が禁止された輸入が禁止・制限されたことによつて、さらに金との結合をもたないことによつて、理論的には為替変動は無制限のものとなり、たえずはげしい動搖にみまわれることとなつたのである。しかしいづれにせよこれによつてメキシコ

ドルは排除され、ピアストルもまた銀本位からはなれることとなった。(フランス領印度支那に金為替本位制が最終的に確立するには一九三〇年五月である。) (André Touzet, *Le Régime monétaire indochinois*, 1939. 松岡孝児訳、印度支那貨幣制度の研究、二〇頁以下、横浜正金銀行頭取席調査課、仏領印度支那貨幣史九二頁以下)

ところで以上にのべた日本にはじまるメキシコドル系銀貨圏の連鎖的終焉(時間的かつ地域的な連鎖)の波はその円環⇨回帰を中国において一時停止せしめられる。これについては続稿において取上げることとし、最後にメキシコについて簡単にふれておきたい。

#### [F] メキシコの幣制改革

メキシコドルの主要流通地域である東亜における銀貨圏はつぎつぎに終焉し、その結果銀価の下落傾向は停止することなく、両者はあいまってメキシコドルおよび銀塊に対する需要を減少せしめるにいたった。さらに輸出されたメキシコドルの巨額の再輸入の危機も存在した。メキシコ政府はアメリカを動かし、金銀比価安定のための国際的協調を強調し、また清国および東洋に領土をもつヨーロッパ諸国をしてたえず一定の銀塊の購入を實行せしめることを画策したが失敗に終った。(Andrew, *op. cit.*) かくてメキシコは一九〇五年三月二五日公布(五月一日実施)の法律をもって旧通貨を廃止し、銀貨の自由鑄造を停止し、メキシコドルの再輸入を禁止し、アメリカドル連撃の金為替本位制を採用するにいたった。金為替本位を採用するに当って産銀業者の反対があったが、政府はこれに対し、減税、資金前貸便宜の供与、鉱業用機械そのほか鉱業用品の輸入税を免除するなどの譲歩を行った。さらに一九〇四年における日露戦争の結果発生したメキシコドル需要⇨輸出増大により生じた政府益金によって、幣制改革の負担を軽減することができたのであった。

「メキシコにおける金為替本位制の施行は、もとよりメキシコドルの輸出（この場合旧貨の形状による輸出用のメキシコドル）をさまたげるものではない。ただ、われわれはこの幣制改革の中にメキシコドル衰退への傾斜を確認すればたりののである。」

(Kommerer, *op. cit.*, Part V, Chap. IV, 台湾銀行総務部調査課、墨銀の幣制と墨銀、大正元年、ただし、この後者の記述にはしばしば大きな誤りがある。なお大阪造幣局試金部長甲賀宣直博士の『墨西哥と其の貨幣』台湾銀行総務部計算課資料、明治四四年参照)

（後記。本研究は昭和三十六年度文部省科学研究費（総合）によるものである。）

（一九六二・三・八）